

議案第7号

幸手市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

幸手市児童福祉審議会条例（平成13年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法の引用条項の改正をしたいので、この案の提出するものである。